

【選挙公営の手引き ～選挙運動用自動車の使用～】

一般乗用旅客自動車運送事業者の方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。
公費負担の請求は、候補者と契約をした事業者が、宮古市に対して行います。
なお、契約した候補者が、立候補に係る供託物を没収された場合は、全額、候補者の負担となります。

※ 契約内容は、選挙運動用自動車の走行（自動車、燃料、運転手）の一括した運送契約です。道路運送法に定めのある一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（ハイヤー事業者等）でなければ請求することができません。

1 公費負担の上限金額

1日当たり64,500円を上限とし、選挙運動期間の範囲（有投票：10月20日～10月26日の7日間、無投票：10月20日の1日限り）で公費負担を行います。

2 選挙公営の流れ

(1) 通常、立候補届出書類の事前審査前に、候補者と書面によって契約を行います。（契約書は、記載例の内容の必要事項が全て含まれていれば、事業者が通常使用している様式でも構いません。）

(2) 選挙後に、候補者から選挙期間中の選挙運動用自動車証明書（自動車）が交付されますので、金額を確認します。

(3) 選挙後に、①請求書、②請求内訳書、③選挙運動用自動車使用証明書(自動車)を、記載例を参考に必要箇所を記載し、宮古市選挙管理委員会に提出します。

※ 提出期限 11月1日（金）

① 請求書

実際に、選挙運動期間に契約した自動車で運送した日数分を請求してください。また、指定の口座に支払いますので、必ず口座情報を記載してください。

② 請求内訳書

日ごとに実際に要した金額と基準限度額を比較して少ない方の金額を請求金額に記載してください。

③ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車) ※ 候補者が事業者に交付します。

(4) 宮古市に請求した金額以外の費用は、候補者に請求します。

(5) 宮古市からの費用の支払いは、書類審査等により相当の日数（請求書の提出から概ね3～4週間）を要します。提出順に処理をいたします。ご容赦の程お願いします。

お問い合わせ 宮古市選挙管理委員会事務局
電話 0193-68-9123
FAX 0193-63-9125

選挙運動用自動車として使用できる自動車の種類

(公職選挙法第141条第6項、公職選挙法施行令第109条の3第1項第1号)

次の(1)～(3)に該当する自動車が法令で認められています。

(1) 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車

ライトバン等のバン型自動車で、その用途が貨物用とされたものです。ただし、屋根、側面、後面の全部又は一部が開けっぱなしになっているものや、屋根が取り外せたり、開くことのできる自動車は使用できません。

したがって、トランクの上面が開けっぱなしになっているピックアップ型の自動車などは使用できません。

(2) 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの

この項目に該当する自動車は、ジープが代表的なもので、幌付など上部が開け閉めできるものであっても使用することができます。ただし、上面、側面、構面の全部又は一部が構造上開けっぱなしのものは使用できず、走行中開いて使用することもできません。

サンルーフやオープンカーの場合は、この項目に該当するもの以外は、使用できません。例えば、二輪駆動式のサンルーフ付きの自動車、車両重量2トンを超えるサンルーフ付きの自動車は使用できません。

(3) 乗車定員10人以下の乗用車で(1)及び(2)に該当しないもの

一般に自動車検査証又は軽自動車届出済証の「用途」の欄に「乗用」の旨が記載されている自動車です。したがって、用途が乗用となっていれば、普通自動車、小型自動車はもちろん軽自動車、オートバイであっても使用でき、二輪駆動や四輪駆動も使用できます。

ただし、オートバイを除き、屋根がなかったり、車の側面とか後面の全部又は一部が開けっぱなしになっているものや、屋根があっても、一部が開いていたり、屋根を取り外したり、開くことのできるものは使用できません。したがって、オープンカーやオープンカーに幌をかぶせた自動車、サンルーフ付きの自動車はこの項目に該当しません。

なお、当然のことですが、公職選挙法令の規定に合致している選挙運動用自動車であっても、道路を走行させるには、道路交通法、道路運送車両法などの関係法令等を遵守しなければなりません。